

2023年度社会福祉士実習指導者講習会開催要項

主催：一般社団法人 岐阜県社会福祉士会

後援：公益社団法人 日本社会福祉士会

一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟

「社会福祉士及び介護福祉士法」の改正により、社会福祉士養成カリキュラムが改訂され、相談援助実習を行う実習指導者の要件として、実習指導者を養成するための講習会の受講が義務付けられ2012年4月から完全施行されました。その後見直しが行われ、2121年には新社会福祉士養成カリキュラムが施行されました。今回新カリキュラムに沿った内容で、2023年度社会福祉士実習指導者講習会を開催しますのでご案内します。

日程・会場・定員・内容

日程	2023年 10月28日(土)～10月29日(日)
会場	羽島市民会館 第一会議室 (予定) 住所：岐阜県羽島市福寿町浅平3丁目25番地 TEL:058-392-2222
定員	50名
社会福祉士を対象とした2日間の研修 (実習指導概論、実習マネジメント論、実習プログラミング論、実習スーパービジョン論の4科目構成)	

*感染症拡大防止の観点から、本会では以下を徹底します。

- ・研修会場での収容人数50%以下の徹底
- ・会場の換気、会場入口での手指消毒
- ・当日運営スタッフの手指消毒

研修プログラム

【1日目】対面での研修です。

9:45～10:00	オリエンテーション/開講式
10:00～12:00	実習指導概論(講義2時間)
12:00～12:45	昼食・休憩
12:45～14:45	実習マネジメント論(講義2時間)
14:45～15:00	休憩
15:00～18:00	実習プログラミング論(講義3時間)

【2日目】対面での研修です。

9:00～17:00	実習スーパービジョン論(講義・演習7時間) ※途中に昼食・休憩あり
17:00～17:15	閉講式/修了証授与

申し込み方法等

1. 受講対象者・資格

- ・社会福祉士であること。

2. 受講費(テキスト代は含みません。)

都道府県社会福祉士会会員：7,000円 その他の社会福祉士：20,000円

※入会手続き中の場合は会員扱いとなります。

3. 申込方法

- ①所定の受講申込書に必要事項をご記入の上、郵送またはFAXにてお申込ください。
- ②受講資格(社会福祉士)を確認しますので都道府県社会福祉士会会員以外の方は必ず「社会福祉士登録証」のコピーを添付してください。
- ③お申込みは先着順ではありません。申込受付期間終了後、受講者を決定します。

- ④受講定員を超えた場合は、原則会員を優先し、実習指導との関わり、社会福祉士資格取得年等を考慮し受講者を選考します。実習指導経験のある方、今後実習指導をする予定の方は受講申込書の9（実習指導との関わり）および所属長の証明欄をご記入の上お申してください。

4. 申込受付期間：2023年8月1日（火）～8月31日（木）

申込受付期間外のお申込は受け付けられませんので、必ず上記期間内にお申してください。

5. 受講可否の通知

受講可否は9月30日ごろまでに文書にてご連絡します。あわせて事前課題、会場案内、受講費の納入方法、キャンセルの扱い、テキストの購入等についてもご案内します。

6. 宿泊・昼食：各自手配をお願いします。

7. 申込上のご注意

- ① 受講申込書は、記入間違いや記入漏れのないよう、楷書ではっきりとご記入ください。
- ② 受講申込書の1から3（お名前・生年月日・ご住所）は修了証に記載される事項です。必ずご記入ください。
- ③ 郵送の場合は受講申込書のコピーをお手元にお控えください。

8. 研修テキストと事前課題

『新版 社会福祉士実習指導者テキスト』（中央法規出版、2022年）を研修テキストとして位置づけています。テキスト購入方法と事前課題については受講決定時にご案内します。

9. 修了の認定

- ①本研修は実習指導者となるための認定研修となります。全科目の受講が修了認定の条件となります。遅刻・早退がある場合は修了とはなりません。
- ②修了者には、研修終了後修了証を発行します。実習指導者になるためには修了証が必要となります。

10. 備考

車いすを利用するなど受講にあたって配慮が必要な方は、申込書の該当欄にその旨を記載の上、お申ください。

【注意】

(1)研修単位について

本研修は、認定社会福祉士認証・認定機構から社会福祉士を基礎資格として活用する制度における資格研修として指定された研修です。 **科目の区分**：認定社会福祉士／共通専門／サービス管理・人材育成・経営系科目群 I

科目名：人材育成系科目 I **単位数**：1単位

本会の生涯研修制度の単位は、本研修の全課程を修了することで、「制度研修の1単位」になります。

(2)本研修の修了時に配付する修了証は再発行できませんので、紛失しないよう十分にご注意ください。

【参考】社会福祉士に関する科目を定める省令に規定された実習指導者の要件は以下のとおりです。（実習指導者講習会の受講要件ではありません）

第四条七号

実習施設等における相談援助実習（市町村において相談援助実習を行う場合を含む。）を指導する実習指導者は、社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に3年以上従事した経験を有する者であって、かつ、実習指導者を養成するために行う講習会であって厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者であること。

お問合せ先・申込先

一般社団法人 岐阜県社会福祉士会 事務局

〒500-8385 （住所） 岐阜市下奈良 2-2-1 岐阜県福祉農業会館 6階

TEL：058-277-7216

FAX：058-277-7217

E-mail： csw-gifu@polka.ocn.ne.jp